

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	10	2,800	10	2,800	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	5	80,300	7	0	0	80,300
1	80	キシレン	12	2	1,261,010	3	2,300	0	1,258,710
1	83	クメン	1	10	560	17	560	0	0
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	10	2,400	11	2,400	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	13	1	907,500	5	12,560	0	894,940
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	11	3	67,600	8	5,200	0	62,400
1	300	トルエン	11	3	3,028,000	1	12,000	0	3,016,000
1	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	2	8	1,600	14	1,600	0	0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	10	2,000,000	2	2,000,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	10	5	1,053,000	4	0	0	1,053,000
1	400	ベンゼン	10	5	194,500	6	0	0	194,500
1	403	ベンゾフェノン	2	8	2,350	12	2,350	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	10	1,300	15	1,300	0	0
3	4	イソホロン	1	10	740	16	740	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	10	2,200	13	2,200	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	10	9,200	9	9,200	0	0
		合計	—	—	8,615,060	—	2,055,210	0	6,559,850

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。